

# 您好 神奈川

日本神奈川県

かながわ  
こんにちは神奈川

2013年 夏秋季刊 第1号 (第22期)

こんにちは神奈川

検索

<http://www.pref.kanagawa.jp/mlt/f4010/p11919.html>

—「こんにちは神奈川」は、神奈川県が提供する外国籍県民向け生活情報紙です—

—“您好神奈川”是神奈川県面向外籍县民提供的生活信息刊物—

## 外国人住民の住民基本台帳ネットワークシステムの運用がスタートしました！ 外国人住民的住民基本台帳网络系统运用已经开始！

2013年7月8日から、外国人住民の方についても住民基本台帳ネットワークシステムの運用が開始されます。

●住民票コードが通知されます。

外国人住民の方の住民票に、住民票コードが記載されます。

また、2013年7月8日より、その住民票コードが、お住まいの市町村から、ご本人へ通知されます。

●住民基本台帳カードの入手方法

お住まいの市町村で、住民基本台帳カード（以下「住基カード」という。）を入手することができます。

●住基カードがあれば行政手続きが便利になります。例えば・・・

・住基カードを持っている方は、引越しの際に、現在住んでいる市町村に提出する転出届について、郵送などの方法で行うことができます。ただし、引越し先の市町村で行う転入届は直接窓口で行う必要があります。

・お住まいの市町村以外でも、住民票の写しを取得することができます。ただし、住基カード又は在留カードなどの提示が必要です。

・一部の市町村では、住基カードを持っている方に対して、コンビニエンスストアでの証明書の交付などのサービスを行っています。

・一部の行政機関では、手続きを行う際に住民票の写しの提出が不要となります。

・住基カードに電子的身分証明書を記録することでインターネットにより、行政手続の申請ができます。ただし、住基カードを読み取るための機器などが必要です。

从2013年7月8日起，面向外国人住民的住民基本台帐网络系统也开始运用。

●通知住民票编码。

外国人住民的住民票上将记载住民票编码。另外，从2013年7月8日开始，将由所居住的市町村向本人通知有关住民票的编码。

●住民基本台帳卡的领取方法

在所居住的市町村，可以领取住民基本台帳卡（以下简称“住基卡”）。

●持有住基卡，可以方便地办理各种行政手续。例如・・・

・持有住基卡者，在搬迁之际，可以通过邮寄等方法向现在居住的市町村提出迁出申报。但是，向搬迁后住处市町村的迁入申报，需要直接到窗口办理。

・在所居住的市町村以外，也可取得住民票的副本。但是，需要提示住基卡或在留卡等。

・在部分市町村，持有住基卡者可以在便民店办理证明书交付等手续。

・在部分行政机构办理手续时，不需要提出住民票的副本。

・通过在住基卡记录电子身分证明书，可以利用互联网办理行政手続的申请等。但是，需要有可以读取住基卡的机器等。

【日语、英语、汉语、韩国・朝鲜语、西班牙语、葡萄牙语的问讯处】

总务省外国人住民基本台帳电话咨询窗口

电话：0570-066-630, 03-6301-1337

【日语问讯处】

各市町村の住民基本台帳担当窗口

或县市町村課 电话：045-210-3175

【日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語での問い合わせ】

総務省外国人住民基本台帳電話相談窓口

TEL：0570-066-630, 03-6301-1337

【日本語での問い合わせ】

各市町村の住民基本台帳を担当する窓口

または県市町村課 TEL：045-210-3175

\* 日本語以外での問い合わせは、県外国籍県民相談窓口へ。

中国語：045-896-2895 木、第1・3火曜日 9時～12時、13時～16時

【日语以外的问讯处】 县外籍县民咨询窗口

汉语：045-896-2895 星期四、第1、3星期二 9时～12时、13时～16时

# 大規模地震に備えましょう

## 防备大規模地震

大規模地震はいつ起こるか分かりません。大規模地震や津波から「いのち」を守り、いざというときに困らないように、日頃から、家庭や地域で災害に備えておきましょう。

### ●今すぐできる対策

- ① 地域の避難場所や、家族と離ればなれになったときの連絡方法、待ち合わせ場所を確認しておきましょう。
- ② 食料や飲料水、災害が発生したときに持ち出す物品を準備しておきましょう。  
準備するもの：食料・水（最低3日分）、貴重品、携帯ラジオ、懐中電灯、救急薬品など。
- ③ 大型の家具は倒れないように固定し、窓ガラスには飛散防止シート（※）を貼りましょう。
- ④ お住まいの市町村や地域で行う防災訓練に参加しましょう。  
（※）地震が起きたときに、割れたガラスが飛び散るのを防ぐためのシートです。

### ●地震が起きたときの心得

- ① 地震を感じたら → まずは身の安全を確保！  
・慌てて外に飛び出さず、丈夫な机やテーブルに身を隠し、揺れが収まるのを待ちましょう。  
・揺れが収まったら、すぐに火を消し、火災を防ぎましょう。  
・避難するときには、徒歩で、持ち物を最小限にして避難してください。
- ② 海岸近くで地震を感じたら → すぐに避難！  
・すぐに海岸から離れ、避難場所や高台などの安全な場所に避難してください。  
・津波はとても速いスピードで、繰り返し襲ってきます。津波が見えてからでは逃げて間にも合いませんので、すぐに避難することが重要です。

### ●防災に役立つ情報

防災に役立つ情報を多言語・やさしい日本語で掲載しています。また、災害時には、このページで、災害に関する緊急情報を多言語・やさしい日本語で発信します。  
**【神奈川県 災害時外国人住民支援のページ】**  
日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、ラオス語、カンボジア語  
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f417431/>

**【日本語での問い合わせ】** 県災害対策課 TEL：045-210-3425

● 県内の海水浴場では、喫煙場所以外での喫煙は、条例で禁止されています。

**【日本語での問い合わせ】** 県環境衛生課 TEL：045-210-5811

● 2013年10月5日（土）～10月20日（日）は「県民スポーツ週間」です。

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6135/>（日本語）

**【日本語での問い合わせ】** 県スポーツ課 TEL：045-210-8378

\* 日本語以外での問い合わせは、県外国籍県民相談窓口へ。  
中国語：045-896-2895 木、第1・3火曜日 9時～12時、13時～16時

大規模地震何時発生、难以预测。为了防备大規模地震与海啸，保护“人身安全”，在灾害突发时不至于束手无策，应从平时开始，在家庭与地区做好防范灾害的准备。

### ●现在马上可以采取的对策

- ① 确认地区的避难场所、与家人失散时的联系方式、聚集地点等。
- ② 准备食品与饮料水等灾害发生时需要携带的物品。  
・准备携带物品：食品・水（最少3天份）、贵重物品、半导体、手电筒、救急药品等。
- ③ 就大型家具进行固定，以免倒落。在窗户玻璃上粘贴防止飞溅的粘条（※）。
- ④ 参加居住地市町村与地区举办的防灾训练。  
（※）发生地震时，防止破碎玻璃飞溅的粘条。

### ●地震发生时的注意事项

- ① 感到地震发生时→首先应确保自身安全！  
・不要慌乱地向外逃出，应在较稳固的桌子下藏身，等待晃动停止。  
・晃动停止后，应立即关闭火源，防止火灾。  
・避难时应步行，应将携带物品减少到最少限度。
- ② 靠近海岸感到地震发生时→首先是避难！  
・立即远离海岸，到避难场所与高处等安全场所进行避难。  
・海啸的速度极快，而且会反复袭来。看见海啸后就来不及逃脱了，因此应立即避难，这是最重要的。

### ●有助防灾的信息

在本县网页上以多种文本、通俗易懂的日文刊载有助防灾的信息。另外，发生灾害时，本网页上还以多种文本、通俗易懂的日文提供有关灾害的紧急信息。

#### 【神奈川県 灾害时外国人住民支援网页】

日文、英文、中文、韩国・朝鲜文、西班牙文、葡萄牙文、他加禄文、泰文、越南文、老挝文、柬埔寨文  
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f417431/>

**【日语问讯处】** 县灾害对策课 电话：045-210-3425

● 按照规定，在县内的海水浴场，除指定的吸烟场所以外，禁止吸烟。

**【日语问讯处】** 县环境卫生课 电话：045-210-5811

● 2013年10月5日（星期六）～10月20日（星期日）是“县民体育周”。

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6135/>（日语）

**【日语问讯处】** 县体育课 电话：045-210-8378

**【日语以外的问讯处】** 县外籍县民咨询窗口

汉语：045-896-2895 星期四、第1、3星期二 9时～12时、13时～16时

# 「はじめてのにほんご」などの講座を開講します “日语入门”等讲座开讲

国際言語文化アカデミアでは、外国籍県民の皆様に以下の無料講座を用意しています。

在国际语言文化学院，面向各位外籍县民，举办以下免费讲座。

日语入门—生活用语及文字—	9月17日～ 1月11日～	留学生支援讲座	表达意见—有逻辑的说话方式—	11月～
初级语法复习讲座	8月31日～ 1月8日～		通过网上报道记事学习的日语与日本人的思考方式	7月30日～
日语电脑教室	10月26日～		日语学习咨询室	除1月之外每月1次
以通俗易懂的日语学习日本社会	9月28日～			

## 【日本語または英語での問い合わせ】

国際言語文化アカデミア TEL: 045-896-1091  
J R 京浜東北線・本郷台駅下車徒歩5分

## 【日语或英语的问讯处】

国际语言文化学院 电话：045-896-1091  
J R 京滨东北线・本乡台站下车步行5分钟

# 外国へ提出する犯罪経歴証明書の申請について 有关向外国提出的犯罪经历证明书的申请

犯罪経歴証明書とは、米国などへ永住申請を行う、あるいはヨーロッパへ長期滞在（就労）査証などの申請をする際に必要な書類です。渡航する国の法律により、本人の犯罪経歴に関する証明書の提出を要求された方に対して、警察本部が発給します。

所谓犯罪经历证明书，是向美国等办理永住申请、或向欧洲办理长期逗留（就劳）签证等申请时必要的证明文件。警察本部可向根据当地国家法律，提出办理本人犯罪经历相关证明书者，发给相关证明。

- 対象者：県内に在住し、外国へ永住申請や各種ビザ申請などの理由で、犯罪経歴証明書の提出を求められている方
- 必要書類：①パスポート（有効期限内のもの）  
②在留カード、特別永住者証明書、住民票、または外国人登録証明書  
③証明書の発給を必要としている事実が確認できる書類

- 対象：在县内居住，因向外国办理永住申请与各种签证申请等理由，需要提出犯罪经历证明书者
- 必要的证明文件等：①护照（有效期内）  
②在留卡、特别永住者证明书、住民票或外国人登录证明书  
③可确认需要发给证明书的之事实的证明文件等

● 申請場所：神奈川県警察本部鑑識課 犯罪経歴証明書受付  
横浜市中区海岸通2丁目4番

● 申請地点：神奈川県警察本部鑑識課 犯罪经历证明书受理  
横浜市中区海岸通2丁目4番  
电话：045-211-1212（仅限日语）

● 受付時間：月曜日～金曜日  
午前8時30分～午前11時30分  
午後1時～午後5時  
（土曜、日曜、祝祭日、年末年始を除く）

● 受理时间：星期一～星期五  
上午8时30分～上午11时30分  
下午1时～下午5时  
（星期六、日、节假日、元旦前后除外）

※必ずご本人が申請に来てください。  
★申請手続きの詳細は、神奈川県警察ホームページでご案内しています★

※请务必由本人前来办理申请。  
★具体申请手续由神奈川県警察主页予以说明★

（日本語）  
<http://www.police.pref.kanagawa.jp/mes/mesc5004.htm>  
（英語）  
[http://www.police.pref.kanagawa.jp/eng/e\\_mes/engc5001.htm](http://www.police.pref.kanagawa.jp/eng/e_mes/engc5001.htm)

（日文）  
<http://www.police.pref.kanagawa.jp/mes/mesc5004.htm>  
（英文）  
[http://www.police.pref.kanagawa.jp/eng/e\\_mes/engc5001.htm](http://www.police.pref.kanagawa.jp/eng/e_mes/engc5001.htm)

## 【日本語での問い合わせ】

警察本部鑑識課 TEL: 045-211-1212

## 【日语问讯处】

警察本部鑑識課 电话：045-211-1212

\* 日本語以外での問い合わせは、県外国籍県民相談窓口へ。  
中国語：045-896-2895 木、第1・3火曜日 9時～12時、  
13時～16時

【日语以外的问讯处】 县外籍县民咨询窗口  
汉语：045-896-2895 星期四、第1、3星期二 9时～12时、  
13时～16时

# 外国籍県民のための保健・医療ガイド

## 面向外籍县民的保健・医疗指南

県内にお住まいの外国籍県民の方を対象に、病気にかかったり怪我をしたときの相談先や医療機関にかかる際に必要なものなど、保健医療や福祉の各制度について、県のホームページにてご案内しています。

今年度から英語での掲載だけでなく、スペイン語での掲載も始めましたので、ぜひご覧ください。

●言語：日本語、英語、スペイン語

●保健・医療ガイドの内容

- 1 病気にかかったり、怪我をしたときには
- 2 医療費の援助について
- 3 お母さんとお父さんのために知っておいてほしいこと
- 4 健康な体と心で毎日を過ごすために大切なこと
- 5 日本の保険制度について

※それぞれの項目ごとに問い合わせ先を記載していますので、分からないことがありましたらお問い合わせください。

【保健・医療ガイド】

(日本語、英語、スペイン語)

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f7540/>

【日本語での問い合わせ先】

県保健福祉局総務室 TEL：045-210-4624

以在县内居住的外籍县民为对象，由县里的主页就患病或受伤时的咨询机构与医疗机构的相关注意事项等、日本保健医疗与福利的各种制度，进行介绍与说明。

从本年度开始，不仅刊载英文版，而且刊载西班牙文版的内容，请予以利用。

●文字：日文、英文、西班牙文

●保健・医疗指南的内容

1. 患病、受伤时
2. 有关医疗费用的援助
3. 面向母子的注意事项等
4. 为了在每天生活中保持健康身心的重要事项
5. 有关日本的保险制度

※根据各类项目记载有关问讯处，如有不明之处，请予以询问。

【保健・医疗指南】

(日文、英文、西班牙文)

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f7540/>


【日语问讯处】

县保健福利局总务室 电话：045-210-4624

# 「かながわ・こみゆにてい・ねっとわーく・さいと」と「かながわ日本語教室・学習補習教室・母語教室マップ」の紹介

## “神奈川・社区・网络・网站”与“神奈川日语教室・学习补习教室・母语教室示意图”的介绍

●かながわ・こみゆにてい・ねっとわーく・さいと

暮らしに役立つ情報などをまとめたホームページです。外国語で書かれている情報があるときはこの印  **いろいろなことば** が付いています。

【かながわ・こみゆにてい・ねっとわーく・さいと】

<http://www.k-i-a.or.jp/kcns>

●かながわ日本語教室・学習補習教室・母語教室マップ

「日本語教室」、子どもの勉強を助ける「学習補習教室」、母語や母国の文化を学べる「母語教室」を紹介しています。情報が探しやすくなりました。

【かながわ日本語教室・学習補助教室・母語教室マップ】


(日本語、英語、中国語(簡体字・繁体字)、スペイン語、ポルトガル語) ※機械翻訳(自動翻訳)を使っています。

<http://www.k-i-a.or.jp/classroom>

【日本語での問い合わせ】

公益財団法人かながわ国際交流財団 TEL：045-620-0011

●神奈川・社区・网络・网站

这是汇集了有助大家生活方便信息等的网站。有外文版的信息附有  **いろいろなことば** 标记。

【神奈川・社区・网络・网站】

<http://www.k-i-a.or.jp/kcns>

●神奈川日语教室・学习补习教室・母语教室示意图

这是就“日语教室”、有助孩子学习的“学习补习教室”、能够学习母语与母国文化的“母语教室”的介绍。使大家便于查找有关信息。

【神奈川日语教室・学习补助教室・母语教室示意图】

(日文、英文、中文(简体字・繁体字)、西班牙文、葡萄牙文) ※使用机器翻译(自动翻译)。

<http://www.k-i-a.or.jp/classroom>

【日语问讯处】

公益財団法人神奈川国際交流財団 电话：045-620-0011

\* 日本語以外での問い合わせは、県外国籍県民相談窓口へ。  
中国語：045-896-2895 木、第1・3火曜日 9時～12時、13時～16時

【日语以外的问讯处】 县外籍县民咨询窗口

汉语：045-896-2895 星期四、第1、3星期二 9时～12时、13时～16时

次号(冬号)は、2013年11月に発行予定です。

下一期(冬季刊)预定于2013年11月发行。

【編集・発行】神奈川県国際課 TEL：045-210-3748

【编辑・发行】神奈川县国际课 电话：045-210-3748

\* 県へのご意見・ご要望をお待ちしています。

\* 对县里的意见与希望请与下列部门联系。

\* 郵送：〒231-8588 県国際課あて \* FAX：045-212-2753

\* 郵寄：〒231-8588 神奈川县国际课 \* 传真：045-212-2753